

知ってほしい 食品表示について



食品を手にとった時に、食品表示をどの程度確認しますか？
食品偽装や様々な世相を反映して、食品表示は少しずつ改定されています。
新たに改正された内容についてポイントを紹介します。

1 国内で製造又は加工される加工食品については、原則、全ての品目で重量割合上位1位の原材料の原料原産地表示が義務化(令和4年4月～)

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産)、豚脂肪、…

表示義務事項

名称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、…

2 玄米及び精米の表示方法で、「精米(調整・輸入)年月日」の事項名を「精米(調整・輸入)時期」と表記(令和4年4月～)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 鹿児島県産〇〇ヒカリ 〇年産		
内容量	5kg		
精米年月日	令和3年4月10日		
販売者	鹿屋 太郎 鹿屋市〇〇町〇〇番地 電話0994-〇〇-〇〇〇〇		



名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 鹿児島県産〇〇ヒカリ 〇年産		
内容量	5kg		
精米時期	令和3年4月中旬		
販売者	鹿屋 太郎 鹿屋市〇〇町〇〇番地 電話0994-〇〇-〇〇〇〇		



3 外国産アサリのほとんどが「熊本県産」として販売されていた可能性が高いという公表結果を受け、アサリの原産地表示のルールが厳格化(令和4年2月～)

「畜養」の期間は、貝類の全体の生育期間には含まれず、輸入したアサリの原産地は、畜養の有無にかかわらず「輸入国」となります。国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、成貝の輸入アサリを放流したことを区別するために、**稚貝アサリの根拠書類の保存が必要**となりました。



4 しいたけの原産地表示に係るルールの改正(令和4年4月～)

以前は「収穫地」を表示していましたが、原産地として**原木や培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)**の表示が必要となりました。



食品表示の詳細内容は鹿児島県ホームページ→

